

令和8年度 幼稚園・認定こども園 (1号認定) 利用案内

提出先	受付期間
入園(継続)希望施設へ提出してください。	令和 年 月 日() ~ 月 日()

※申請書等は基本的に園が取りまとめて北中城村役場へ提出致します。
 ※申請書等の受付日は、施設が北中城村役場へ提出した日となります。



●教育・保育給付認定について

新制度に移行した幼稚園・認定こども園・保育所等を利用するためには、居住する市町村で「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。教育・保育給付認定は、保護者及び子どもの状況により3つの区分に分かれます。

既に認定を受けている在園児も、現況報告として園の指定する期間に書類の提出を行ってください。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
年齢	満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満
施設利用区分	教育利用	保育利用	
保育の必要性	なし	あり	
対象施設	新制度移行幼稚園 認定こども園	認可保育所 認定こども園	認可保育所 認定こども園 地域型保育事業
利用者負担額 (保育料)	無償化	無償化	住民税非課税世帯のみ無償化
給食副食費	施設ごとに 設定された金額	施設ごとに 設定された金額	

<認定区分ごとの利用時間のイメージ>

1号認定

開園日：月曜日～金曜日

教育標準時間：8時00分～14時00分

休園日：土曜日・日曜日・祝日・長期休業日(夏休み・冬休み等)

預かり保育を利用し、その利用料が無償化となるためには「施設等利用給付認定(新2・3号認定)」を受ける必要があります。※別途要手続き

預かり保育	教育標準時間	預かり保育
7:30	8:00	14:00
		18:30

※教育標準時間・預かり保育の時間は施設ごとに異なるため、各施設にご確認ください。

2・3号認定

開園日：月曜日～土曜日

保育標準時間：7時30分～18時30分（最大11時間）

保育短時間：8時30分～16時30分（最大8時間）

休園日：日曜日・祝日

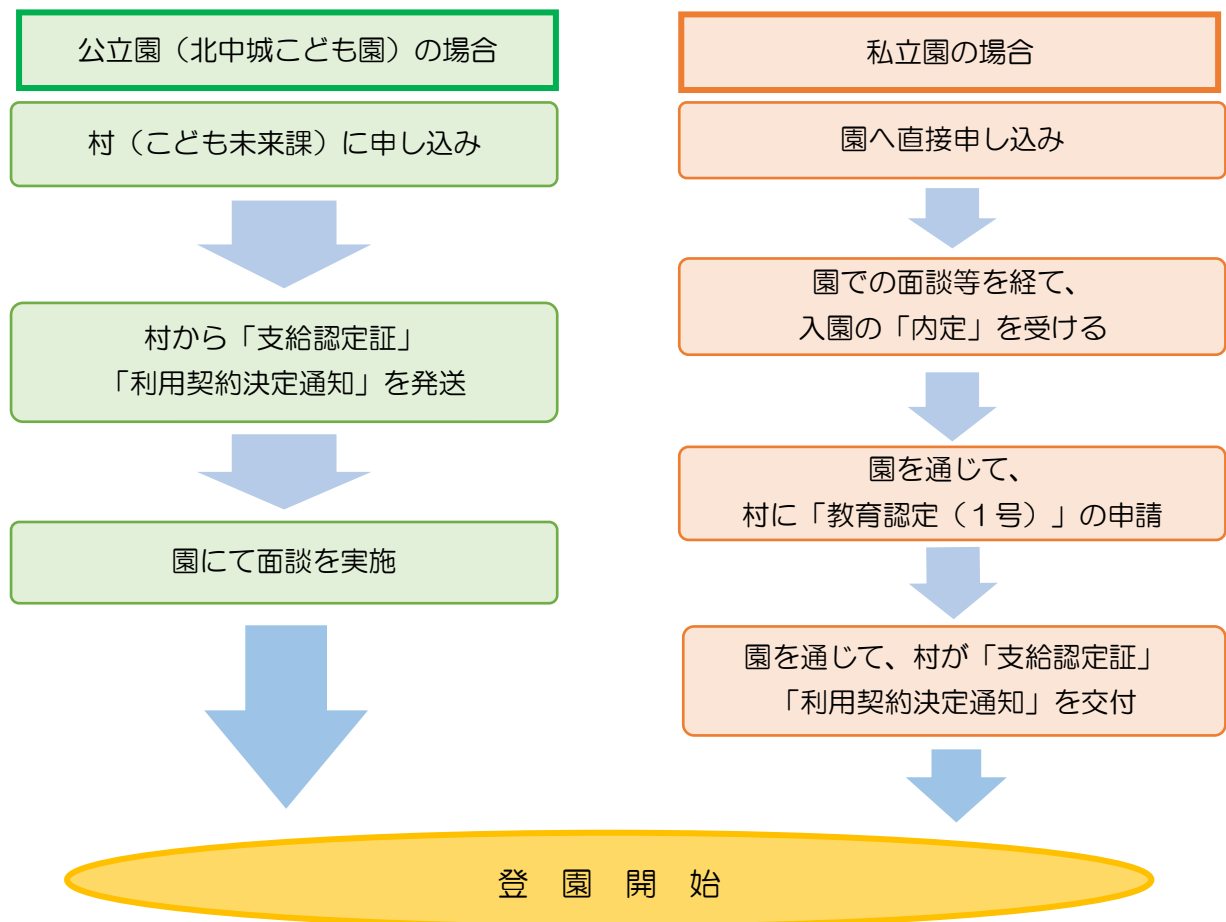


※保育標準時間・保育短時間・延長保育の時間は施設ごとに異なります。

※延長保育利用の際には、延長保育料が発生します。

●1号認定申込から入園までの流れ

1号認定の入園申込みについては、各園に直接申し込みすることとなっております。入園までのおおまかな流れは以下のようになります。



※園の特色を知るためにも申し込みを行う前に希望園への見学をおすすめいたします。見学を希望する場合は、直接園へお問い合わせください。

●転入予定での申し込みについて

3月10日までに北中城村へ転入する方が申し込み可能です。園の指定する期間内に必要書類を提出してください。やむを得ない事情により期限までに転入できない場合は、事前にこども未来課へご相談ください。

<年度途中の転入で申し込みをする場合>

年度途中で転入し1号認定で入園を希望する場合や退園を伴わない転入の場合は、住民登録後の申し込みとなります。

●村内の認定こども園について

村内には、公立園を含め6園の認定こども園があります。1号認定については、入園案内や定員管理等、各園で行っております。お問い合わせの際は、直接各園へ連絡をお願いいたします。

公立園については、見学や教育内容等については北中城こども園に、空き状況の確認やお申し込みについてのお問い合わせはこども未来課【098-935-2230（内線112・113）】へお願いいたします。

施設区分		施設名	所在地	電話
幼保連携型 認定こども園	公立	北中城こども園（第1園舎）	字喜舎場 255-1	098-935-4554
	私立	アリス幼稚園	字美崎 163	098-935-2256
		すてらこども園	字仲順 376-11	098-989-7447
保育所型 認定こども園	私立	つなぐ認定こども園	字喜舎場 1034	098-932-5226
		認定こども園ライカム煌保育園	字ライカム 444 番地	098-932-2525
		百登こども園	字島袋 1927-1	098-932-8118

●村外の私立認定こども園の利用について

1号認定であれば、村外の私立認定こども園を利用することも可能です。この場合も希望園に定員の空き状況や受け入れ時間等の確認を直接園へお問い合わせください。

●特別支援保育について

「特別支援保育」の対象児は、集団保育が可能であると判断され、かつ心身に障害のある児童または発育や発達が遅く特別な支援を要する児童です。集団生活をするなかで社会性を培い、通常よりも丁寧に幼児教育を行うことで、健やかな成長発達の促進を目的としています。

特別支援保育を希望される場合は、園見学や入園前の面談等でご相談をお願いいたします。村外の私立認定こども園については、特別支援保育を実施しているか直接園にお問い合わせください。



●給食副食費について

園ごとに設定された給食副食費を各園にて実費徴収します。

ただし、以下の要件に該当する子どもの給食副食費については免除になります。

- (1) 年収360万円未満相当（村民税所得割課税額77,100円以下）世帯の子ども
- (2) 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

※網掛け部分が給食副食費の徴収が免除されます。

階層区分		第1子	第2子	第3子以降
①生活保護世帯		〇円	〇円	〇円
②村民税非課税世帯及び 村民税所得割非課税世帯	ひとり親等	〇円	〇円	〇円
	上記以外			
③村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	ひとり親等	〇円	〇円	〇円
	上記以外			
④村民税所得割課税額 211,200円以下の世帯		徴収対象	徴収対象	〇円
⑤村民税所得割課税額 211,201円以上の世帯		徴収対象	徴収対象	〇円

<階層区分の認定および第3子以降の子どもの算定基準>

- (1) 保護者（父母）に所得がある場合は、所得割課税額を合算した上で階層区分を認定します。

※保護者の収入が生活保護基準を下回り、かつ祖父母等が同一住所内にいる場合は、祖父母等の所得割課税額を含めて階層区分を認定します。ただし、同住所にお住まいでも、居住空間や生計が別であることがわかる書類の提出があれば、扶養義務者とみなさない場合があります。

- (2) 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲にある子どもが複数人いる場合、最年長の子どもから順に第何子かを決定します。

- (3) 村民税所得割課税額77,100円以下の世帯については、保護者と生計を一にしている全ての子ども（成年に達した者も含む）を、第何子かを決定する際に算定の対象とします。

<免除対象者の算定期間について>

給食副食費免除対象者の決定については、4月と9月に対象者を決定します。4月分から8月分までは令和7年度村民税（令和6年收入分）、9月分以降は令和8年度村民税（令和7年收入分）をもとに算定いたします。課税額に変更が生じた場合、税の更生が分かった日の属する月の翌月から、更生された税額により徴収の免除対象者かどうかを判断します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度分の村民税（所得割）額で算定					当年度分の村民税（所得割）額で算定						

●預かり保育料の無償化について【施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）】

保護者の就労等により教育時間の終了後も預かり保育として引き続き認定こども園を利用する場合、「施設等利用給付認定（新2号・新3号）」の申請を行い、保育の必要性が認定されれば、預かり保育料の無償化を受けることができます。

<新3号の認定について>

満3歳となった日から次の3月31日までの期間については、非課税世帯のみが対象となります。

保育の必要性の確認については、以下の項目に該当することが要件となります。また、認定申請書と併せて保護者の就労状況等を確認する書類を提出してもらいます。

保育が必要な事由	具体的な状況
① 就労	月64時間以上の就労
② 妊娠・出産	産前8週・産後8週の期間にあたる場合
③ 疾病・障害	疾病・障害により児童の保育に支障がある
④ 介護・看護	同居または長期入院等の親族の介護、看護をしている
⑤ 災害復旧	自然災害等の復旧にあっている
⑥ 求職活動・起業準備	求職または起業活動中
⑦ 就学・職業訓練	月64時間以上の就学
⑧ 虐待等	虐待やDVのおそれがある場合
⑨ 育児休業 (在園児のみ)	既に認定こども園を利用している児童がいて継続利用が必要な場合 (※出産後、こども未来課へご連絡ください)
⑩ その他	上記に類する状態として北中城村が認める場合

認定を受けた場合には、認定期間が設けられます。保育が必要な事由によって認定期間が異なります。

保育が必要な事由	認定期間
⑪ 就労	勤務する期間
⑫ 妊娠・出産	産前8週から産後8週となる日が属する月の月末まで
⑬ 疾病・障害	疾病：療養期間の終了日が属する月の月末まで 障害：診断書の内容により判断
⑭ 介護・看護	介護・看護の終了日が属する月の月末まで
⑮ 災害復旧	復旧の終了日が属する月の月末まで
⑯ 求職活動・起業準備	就職活動開始から90日となる日が属する月の月末まで
⑰ 就学・職業訓練	就学の終了日が属する月の月末まで
⑱ 虐待等	申請内容により判断
⑲ 育児休業 (在園児のみ)	育児休業期間
⑳ その他	申請内容により判断

●預かり保育料の償還払いについて

預かり保育料の無償化請求の方法については、基本的に償還払いとなります。償還払いとは、認定保護者が直接北中城村に給付請求し、受領する方法です。施設が請求書等を取りまとめて市町村へ提出する場合がありますので、施設へ請求方法をご確認ください。償還払い請求の流れは以下のようになります。



- ①保護者は、預かり保育料を施設へお支払いし、園から領収書を受け取ります。
- ②保護者は、預かり保育料無償化分をこども未来課こども園係へ請求します。
- ③村が上限月額範囲内で給付額を決定し、保護者の口座へ振り込みます。

- * 「施設等利用費請求書（償還払い用）」に、園が発行する「領収書」を添付して申請してください。
- * 認印が必要です。
- * 初回は登録口座がわかるものをお持ちください。

<償還払い請求額の算出方法について>

月額上限額と実際にお支払いした預かり保育料を比較して低い方を給付する方法です。

月額上限額の算出方法：日額上限450円×預かり保育の利用日数

<償還払い請求のタイミングについて>

認定こども園等を利用した月の翌月から、単月分又は複数月分まとめて申請可能です。利用月の翌月1日から起算して2年以内は申請可能ですが、できるだけ、利用月の属する年度内に申請をしていただきますようご協力をお願いします。

<法定代理受領について>

法定代理受領とは、施設が保護者に代わって請求・受領する方法です。施設によっては、法定代理受領により預かり保育料を無償化としている場合もありますので、請求方法について利用施設へご確認ください。

●「保育を必要とする事由」や世帯状況等が変更になったとき

保護者の婚姻・離婚、出産、仕事の変更・雇用契約期間変更・退職等、入園申込時と家庭の事情が変わった場合は、速やかにこども未来課へご連絡下さい。給食副食費が変更となる場合や預かり保育料の無償化の認定期間が変更・取消となる場合があります。

必要書類の提出がない場合や連絡がなく、その事実が判明した場合には、事実発生日に遡り差額を追納していただく場合や預かり保育料の無償化が取り消され、実費徴収となる場合があります。



●提出書類について

下記書類を、園の指定する期間内に提出して下さい。不備がある場合や消せるペンや鉛筆で記入した場合は受付できませんのでご注意ください。

なお、④・⑤・⑧については、一度こども未来課に提出したことがある場合、写しでもかまいません。ただし、提出日から遡って3か月以内に発行されたものに限りです。

◆は指定様式です。ホームページからダウンロードできます。



↑HPはこちら↑

<教育認定（午前）のみ利用の場合>

- ①◆教育・保育給付認定・変更申請書（現況届）兼利用申込書
- ②◆同意書
- ③◆児童の状況調査票
- ④◇世帯の状況を確認する書類（該当する方のみ）

事由	必要書類
保護者で村外に住民票登録がある方	◇ 住民票謄本（マイナンバーの記載があるもの） ※きょうだい児が同居していない場合は抄本可 ※お住まいの市町村で発行 ◇ 顔写真付きの本人確認書類の写し（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等）
ひとり親世帯	◇ 児童扶養手当受給者証の写しまたは母子及び父子家庭等医療費受給者証の写しまたは戸籍謄本（離婚による場合は離婚日の記載があるもの）
生活保護受給世帯	◇ 生活保護受給証明書（中部福祉事務所で発行）
保護者の一方が外国人で住民票登録がない方	◇ パスポートの写しまたは身分証明書（運転免許証等）の写し
世帯全員が外国人で住民票登録がない方	◇ パスポートの写しまたは身分証明書（運転免許証等）の写し（全員分） ◇ 賃貸契約書の写しまたは Assignment to Family Housing ◆ 入園に係る世話人確認書
在宅障がい児（者）がいる世帯	◇ 身体障害者手帳・特別児童扶養手当証書・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
転入予定の場合	◆ 転入に関する宣誓書（指定様式） ◇ アパート等の契約書・建築確認済書等の写し ◇ 保護者の個人番号が確認できる書類（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票謄本のいずれか1つ）※写し可

⑤◇副食費の算定に必要な書類（該当する方のみ）

事由	必要書類
令和7年1月1日に村外に住民登録がある方	◇ 令和7年度（令和6年収入分）所得・課税・扶養人数がわかる証明書（個人番号が確認できる場合は省略可 後日、確定申告書の写し等の提出を求める場合あり）
令和8年1月1日に村外に住民登録がある方	◇ 令和8年度（令和7年収入分）所得・課税・扶養人数がわかる証明書（個人番号が確認できる場合は省略可 令和8年6月末日 [※] 後日、確定申告書の写し等の提出を求める場合あり）
軍人・軍属等の方	◇ 2024 W-2 Wage and Tax Statement、Form1099、Form4852等の写し
	◇ 2025 W-2 Wage and Tax Statement、Form1099、Form4852等の写し（令和8年5月末日 [※] ）

同住所に生計及び居住空間を別にする住民がいる方※世帯分離含む	◆ 生計及び居住空間を別にしてしている旨の申出書（指定様式） 後日、家計の主宰者を認定する為、光熱費の領収証や住宅の設計図の写し等、資料の提出を求める場合があります。詳しくは「給食副食費について」の項目をご参照下さい。
副食費の算定を辞退する場合	◆ 副食費徴収免除辞退届

⑥◇委任状（保護者が提出できず代理人に委任する方のみ）代理人は身分証を持参してください。

<預かり保育料の無償化【施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）】を希望する場合>

上記の書類に併せて、下記の書類を提出ください。

⑦◆子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（現況届）

⑧◆保護者等の就労状況等を確認する書類 ※下記の中で該当するもの（保護者全員）

事由	必要書類
勤務・勤務予定の方 ※育児明けの場合、入所後1か月以内に復帰	◆ 就労証明書（指定様式） ◇ 〈軍人・軍属等）「雇用契約（証明）書」等の写し
自営業・農業・内職等	◆ 自営業・農業・その他申立書（指定様式） ◇ 営業許可書・商工会・組合等の加入証明書・内職発注証明書等の写し または名刺・パンフレット・掲載雑誌等仕事内容がわかる資料
就学している方 ※職業訓練学校を含む	◆ 授業日程証明書（指定様式） ◇ 〈高校・大学・専門学校等（学習塾・趣味の講座・カルチャー除く））在学証明書 ◇ 〈入学予定・職業訓練校等）合格通知書等の写し
出産の方 （産前8週～産後8週）	◇ 親子（母子）健康手帳の表紙（氏名）と出産（予定）日が記載されているページの写しまたは診断書
産後6ヶ月未満の児童を自宅保育する方	◆ 自宅保育を行う旨の申出書（指定様式） ※育児の場合は省略可
育児休業中の方 ※在園児のみ	◆ 就労証明書（指定様式） ◆ 育児休業に係る継続入所（園）申出書（指定様式） ◇ 育児休業基本給付金受給証明書等の写しまたは辞令等の写し
病気の方または病人を看護している方	◆ 診断書（指定様式） ◆ 〈看護の場合）看護・介護事実の申告書（指定様式）
障害者または障害児（者）を介護している方	◇ 身体障害者手帳・特別児童扶養手当証書・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し ◆ 〈介護の場合）看護・介護事実の申告書（指定様式）
災害復旧中の方	◇ り災証明書
求職活動中の方 （原則90日）	◆ 求職活動状況確認書（指定様式） ◇ 〈公共職業安定所利用者の場合）ハローワークカードの写し
その他	◆ 保育することができない旨の申出書（指定様式）